

「経済危機対策」に盛り込まれた 主な雇用対策について

「経済危機対策」における主な取組（「雇用対策」関連）

平成21年度補正予算(案) 約2.5兆円

I 雇用維持対策（雇用調整助成金の拡充等）

6,066億円

- ・ 派遣労働者を含む労働者の解雇等をしない場合の助成率の上乗せ
- ・ 残業を大幅に削減し、解雇等をしない場合を助成対象に追加
- ・ 大企業に対する教育訓練費の引上げ
- ・ 1年間の支給限度日数(200日)の撤廃
- ・ 必要額の確保

II 再就職支援・能力開発対策

○「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による総合的な支援

7,000億円

- ・ 雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」の実施
- ・ 中小企業等の人材ニーズを踏まえた、十分な技能・経験を有しない求職者に係る実習雇用・雇入れの支援
- ・ 介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学の実施
- ・ 長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援

○ 職業能力開発支援の拡充・強化 145億円

- ・ 職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
- ・ 民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供等

○ ハローワーク機能の抜本的強化 265億円

- ・ ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化

III 雇用創出対策

- ・ 緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等 3,000億円

IV 派遣労働者保護対策、内定取消し対策等

○ 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・ 派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保
- ・ 派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保
- ・ 製造業務派遣に対する重点監督の実施
- ・ 派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

○ 内定取消し対策等 76億円

- ・ 内定取消し企業についての企業名公表の実施
- ・ 未内定学生等対象の就職面接会の実施等
- ・ 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いに対する適切な対応
- ・ 未払賃金立替払の請求増加への対応

○ 障害者の雇用対策 5.5億円

- ・ 障害者に対する雇用調整助成金の助成率の引き上げ
- ・ 公的機関において就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大
- ・ ハローワークの障害者専門支援員の増員

○ 外国人労働者への支援

緊急人材育成・就職支援基金(仮称) 7,000億円の内数+16億円

- ・ 通訳・相談員の増配置など相談・支援機能の強化
- ・ 我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施
- ・ 帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援
- ・ 外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援

V 住宅・生活支援等

○ 住宅・生活支援 1,704億円

- ・ 雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

雇用調整助成金の拡充等

現状

○ 昨年来、厳しい経済雇用情勢に対応するため、雇用調整助成金については、支給要件の緩和や助成率の引上げ等の見直しを行ってきたところであるが、雇用情勢の急速な悪化を受け、雇用調整助成金の利用が急増しつつある。

※ 雇用調整助成金の支給に関する休業届出の提出状況

平成20年3月（提出事業所数:77 対象者数:1,210） → 平成21年3月（提出事業所数:48,226 対象者数:2,379,069）

施策の概要

深刻の度を増す雇用失業情勢の下での緊急対応措置として、現在の雇用調整助成金の枠組を拡充する。

(1)労働者の解雇等を行わない場合に、助成率を上乗せ。

	[通常の助成率]		[上乗せ後]
雇用調整助成金	2/3	→	3/4
中小企業緊急雇用安定助成金	4/5	→	9/10

(2)残業を大幅に削減し、労働者の解雇等を行わない場合に、非正規労働者1人当たり一定額を助成。

(支給額の例)	[有期契約労働者]	[派遣労働者]
中小企業事業主	年30万円	年45万円
中小企業事業主以外の事業主	年20万円	年30万円

(3)大企業に対する教育訓練給付費の引上げ 1,200円 → 4,000円

(4)1年間の支給限度日数(200日)の撤廃 等

再就職支援・能力開発対策

現状

- 雇用情勢の急速な悪化に伴い、離職・失業した者で雇用保険を受給していない者(受給資格がない者、受給が終了した者、自営廃業者等)も増えつつある。同時に、障害者の雇用情勢も厳しくなりつつある。
 - ※ 平成20年3月(失業率3.8% 有効求人倍率0.95倍)→平成21年3月(失業率4.8% 有効求人倍率 0.52倍)
 - ※ 景気悪化の影響により、障害者の解雇者数は昨年11月より5か月連続の前月比増

施策の概要

(1)「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

- 若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」を実施(月10~12万円の給付+貸付け(上限8万円))
- 中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援等

(2)職業能力開発支援の拡充・強化

- 職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
- 民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供等

(3)障害者の雇用対策

- 障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ(大企業3/4、中小企業9/10)
- 障害者が公的機関において一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大
- ハローワークの障害者専門支援員の増員等

(4)ハローワーク機能の抜本的強化等

- ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実等

緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要

7,000億円

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

Ex
製造業
事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

ハローワーク
ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等
(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

- ① 職業訓練の拡充(35万人)
 - ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
 - ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練
- ② 訓練期間中の生活保障(30万人)
 - ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
 - ・ 希望者には貸付を上乗せ(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

- ① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)
 - ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)
- ② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)
 - ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

- ① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)
 - ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施
- ② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)
 - ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

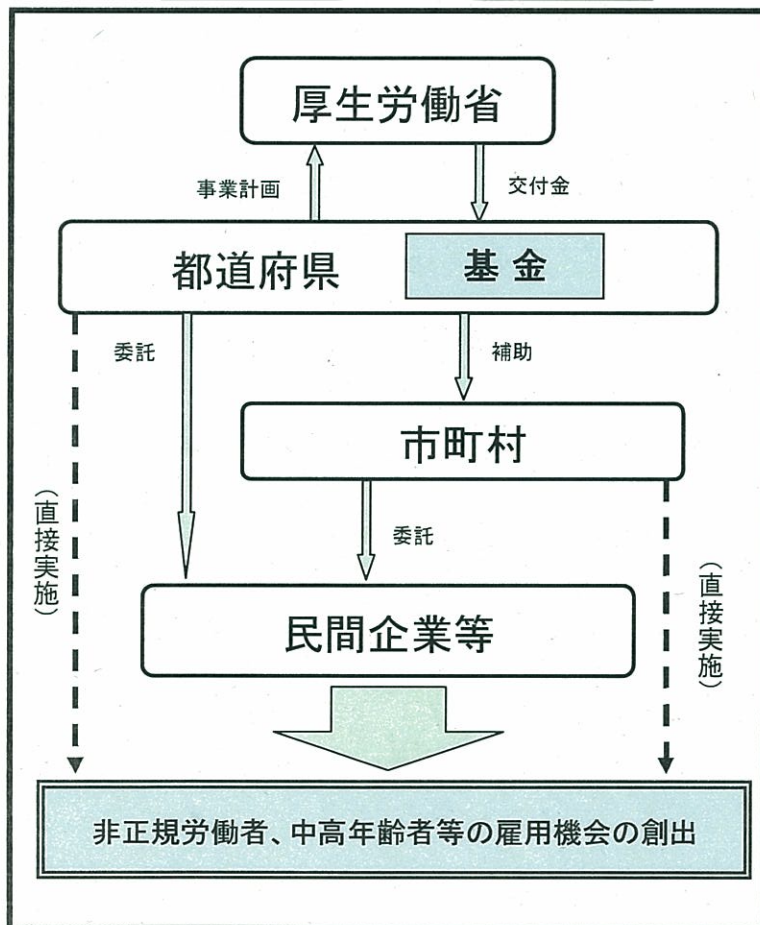
緊急人材育成・就職支援基金(仮称)

緊急雇用創出事業(基金)の拡充(3,000億円)

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出等を行う緊急雇用創出事業について、現下の雇用失業情勢の悪化を受け、さらなる雇用の受け皿を確保する必要があることから都道府県に創設した基金の積み増しを行う。

また、人材確保・人材高度化等が強く社会から要請されている分野(介護、福祉、子育て、医療、教育等)において重点的に雇用創出を図る。

概念図



事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用・就業機会の創出を行う。

(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・ 介護・福祉：研修中の介護職員の代替要員を確保する事業
地域包括支援センターにおける事務補助等を行う事業
- ・ 子育て：保育所や児童館での保育補助業務を行う事業
- ・ 医療：骨髄ドナー登録や献血の協力要請等を行う事業
- ・ 教育・文化：教員補助者(ICT支援員)による、ICTを活用した教育の充実を図る事業
- ・ 治安・防災：地域と一体となって、中山間地の山腹等を整備する里山砂防事業

(事業実施要件)

- ・ 民間企業等に委託、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・ 事業費に占める人件費割合が概ね7割以上であること。
- ・ 新規雇用する失業者の割合が全労働者の概ね4分の3以上であること。
- ・ 雇用就業期間は原則6ヶ月未満(介護、福祉、子育て、医療、教育等の重点分野については、更新を1回可能とし、実質1年間とする。)

(事業の規模等)

- ・ 予算額 3,000億円
- ・ 雇用創出効果 30万人

派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

現状

- 非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整は、昨年10月から本年6月までに実施済み又は実施予定として把握されたものは、全国で3,253事業所、207,381人(うち派遣労働者は132,458人(構成比:63.9%))となっており、うち、労働者派遣契約の中途解除によるものは59,875人となっている。
- このように、労働者派遣契約の中途解除の状況は深刻であり、労働者派遣法改正案の早期成立と合わせ、派遣労働者保護のための早急な対応が必要。

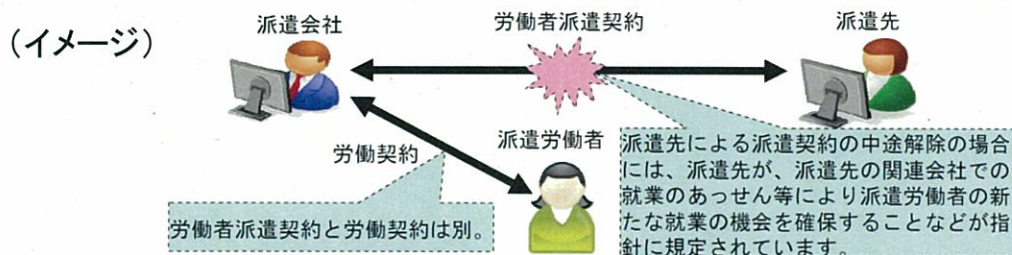
施策の概要

(1) 派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保

派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも中途解除により派遣会社に生じた損害の賠償が必要である旨を指針に明記。(3月31日)

(2) 派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保

派遣元に対して、違法解雇の防止、休業手当の支払の徹底等



(3) 製造業務派遣に対する重点監督の実施

(4) 派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

適切な雇用管理を行えない派遣会社に対する規制を強化するため、労働者派遣事業の許可要件を厳格化。

資産要件:「1,000万円」→「2,000万円」

現金・預金要件:「800万円」→「1,500万円」等

※5月18日要領改正(適用期日 新規許可:10月1日、許可更新:平成22年4月1日)

外国人労働者への支援

現状

- 現下の社会・経済情勢の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、集住地域のハローワークに多数の方が訪れる等の動きが見られる。
※ 集住地域の拠点ハローワークにおける新規外国人求職者 平成20年11月～平成21年1月 9,296人(前年同期の約11倍)
- これに伴い、定住外国人等の子どもについて、授業料の支払いが困難となる等就学が困難な状況になりつつある。

施策の概要

(1)通訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化

日系人集住地域のハローワークを中心に地元市町村と連携した母国語による相談窓口の立上げ、外国人専門の相談・援助センターの設置による通訳を介したきめ細やかな職業相談の実施。

(2)我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施

将来的にも日本で安定的な就労ができるよう、日本語コミュニケーション能力、労働条件、雇用慣行、労働・社会保険制度等の理解等を目的とした研修を実施(実施期間3ヶ月間程度)。

(3)帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援の実施

帰国を希望する日系人に対し、帰国費用として本人1人当たり30万円、扶養家族については、1人当たり20万円を支給(雇用保険受給期間中については一定額を上積み)

(4)外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援の実施

企業の倒産等により帰国費用の支払いを受けられない外国人研修生・技能実習生について、帰国費用の立替払を実施。

住宅・生活支援等

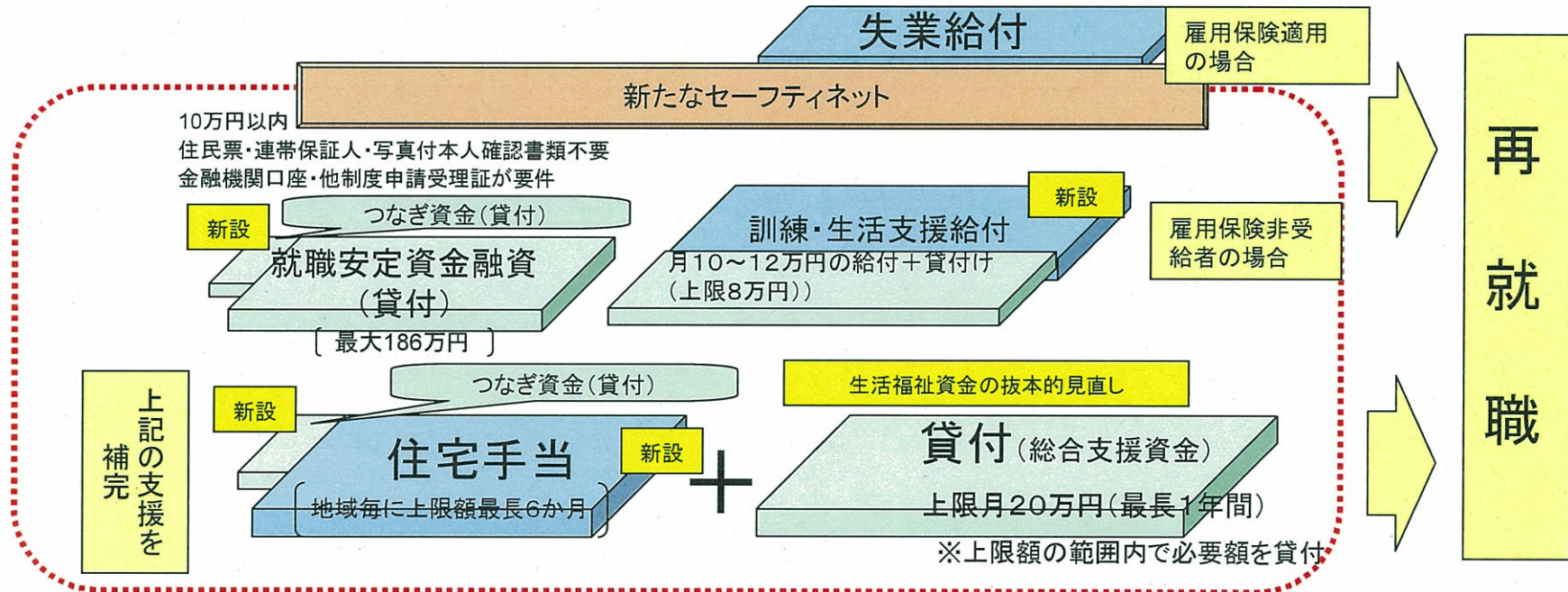
現状

○雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。

○住居の状況については、昨年10月から本年4月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(110,733人)の中で、3,245人(2.9%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



(2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助)

最近の経済対策における雇用対策

安心実現のための緊急総合対策

(平成20年8月29日)

20年度一次補正99.4億円
(一般11.8億円)

(対策の概要)

1 非正規雇用対策等の推進【28億円】

- ・日雇派遣労働者等の安定就職支援等(6.8)
- ・フリーター等の常用雇用化支援の拡充
(トライアル雇用制度の対象者に35～39歳を追加等) (7.2)
- ・訓練期間中の生活保障(月10万円の貸付・返還免除)の創設等 (9.7)
- ・非正規労働者就労支援センター(以下「非正規センター」)(3カ所)の設置 (3.4)

2 中小企業の雇用維持への支援【69億円】

- ・中小企業への雇用維持支援拡充(中小企業緊急雇用安定助成金の創設)(賃金等の2/3→4/5を助成) (45)
- ・離職者訓練の重点的な実施 (5.7)

3 女性の就労支援【0.8億円】

- ・マザーズハローワーク事業の拡充(マザーズコーナーを10カ所増) (0.8)

4 高齢者の就労支援【0.4億円】

- ・特定求職者雇用開発助成金(「特開金」)の対象に65歳以上の高齢者を追加、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援 (0.4)

5 障害者の就労支援【1.1億円】

- ・特開金の支給期間の延長(1年→1年半)
- ・障害者専門支援員の拡充(227人→297人)

6 介護サービスの確保(制度要求)

- ・介護人材確保職場定着支援助成金(介護業務未経験者を雇入れた事業主へ50万円助成)の創設

生活対策

(平成20年10月30日)

二次補正 2,505億円
21年度予算(追加分)約300億円

(対策の概要)

1 家計緊急支援対策

- ・雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組(1.2→0.8%)

2 雇用セーフティネット強化対策【2,766億円】

- ・年長フリーター支援のための特別奨励金の創設(中小企業100万、大企業50万円) (218)
- ・非正規センターの増設(3→5カ所) (1.2)
- ・訓練期間中の生活保障の拡充(10→12万円等)
- ・中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金の拡充(被保険者期間6カ月未満の者を対象等) (35)
- ・ふるさと雇用再生特別交付金創設 (2,500)
- ・離職者訓練の追加実施 (4.2)

3 生活安心確保対策【75億円】

- ・介護人材確保職場定着支援助成金の拡充(年長フリーター等を雇入れた場合は50→100万円) (57)
- ・介護労働者設備等整備モデル奨励金の創設(経費の1/2を助成) (3.8)
- ・中小企業子育て支援助成金の拡充(支給対象範囲を拡大(2人目→5人目)、2人目以降の支給額の増額(育児休業60→80万円等)) (3.4)
- ・障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設(障害者を初めて雇入れた場合100万円支給) (5.0)
- ・特例子会社等設立促進助成金の創設(初年度200万円等) (4.5)

生活防衛のための緊急対策

(平成20年12月19日)

二次補正 1,542億円(一般1,500億円)
21年度予算(追加分)約1,300億円

(対策の概要)

1 住宅・生活対策【293億円】

- ・住宅の継続貸与・事業主への助成(月4～6万円 6カ月まで) (40)
- ・住宅・生活支援の資金貸付(最大186万円) (252)
- ・雇用促進住宅の最大限の活用

2 雇用維持対策【504億円】

- ・雇用調整助成金等の拡充(大企業の助成率1/2→2/3) (410)
- ・自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業主への奨励金の創設(中小企業100万円、大企業50万円) (89)
- ・解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等 (5)

3 再就職支援対策【2,075億円】

- ・緊急雇用創出事業の創設 (1,500)
- ・特開金の支給額増額(90→135万円等) (378)
- ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施(最長2年間) (119)

4 内定取消し対策【3.3億円】

- ・内定取消しに関する相談、企業指導の強化
- ・年長フリーター支援のための特別奨励金の対象に内定を取り消された就職未決定者を追加 (2.4)

5 雇用保険制度の機能強化

- ・雇用保険の給付の見直し等

経済危機対策

(平成21年4月10日)

21年度補正2兆5,128億円
(一般1兆2,561億円)

(対策の概要)

1 雇用調整助成金の拡充等【6,066億円】

- ・解雇等を行わない場合の助成率上乘せ(中小企業4/5→9/10、大企業2/3→3/4)、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の非正規労働者への助成の追加(派遣労働者1人当たり年45万円支給(中小企業)(大企業では年30万円))等

2 再就職支援・能力開発対策【7,416億円】

- ・「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援(訓練期間中の生活保障(月10～12万円の給付及び月8万円までの貸付)等) (7,000)
- ・職業能力開発支援の拡充・強化 (145)
- ・障害者の雇用対策 (5.5)
- ・ハローワーク機能の抜本的強化等 (265)

3 雇用創出対策【3,000億円】

- ・緊急雇用創出事業の積み増し等 (3,000)

4 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等【7,000億円の内数その他106億円】

- ・派遣切りの防止など労働者保護の強化等
- ・内定取消し対策等 (76)
- ・外国人労働者への支援 (7,000の内数、その他16)

5 住宅・生活支援等

- ・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等(つなぎ資金(最大10万円)、生活費(最大1年間、月20万円以内)の貸付け、住宅手当(最大6か月間)の支給等) (1,704)